

「学校いじめ防止基本方針」

稲敷市立高田小学校

R 6 . 4

目 次

- I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
 - 1 いじめの定義
 - 2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方
 - (1) 基本理念
 - (2) 基本姿勢
- II 学校の取組
 - 1 いじめの対応
 - (1) いじめ対策委員会の設置
 - 2 いじめの防止等に関する措置
 - (1) 未然防止
 - ① 道徳教育の充実（授業、学級活動やホームルーム活動）
 - ② 児童会活動、学校行事
 - ③ 教育相談と個別面談、スクールカウンセラーの活用
 - ④ インターネットを通じて行われるいじめ
 - ⑤ 縦割り班活動の充実
 - ⑥ 定期的なアンケート調査・個別面談の実施
 - ⑦ 職員会議等での情報交換
 - (2) 早期発見
 - ① アンケート調査
 - ② 保護者との連携
 - ③ 相談窓口の周知
 - (3) 早期解消に向けた取組
 - ① 被害児童の保護
 - ② 実態の把握
 - ③ 加害児童への対応
 - (4) 重大事態の調査と報告
 - (5) インターネットを通じて行われるいじめの対応
 - (6) いじめの解消
 - 3 関係機関等との連携
 - (1) 保護者
 - (2) 地域、PTA
 - (3) 関係機関
 - (4) 学校以外の団体等
 - (5) その他
 - 4 教職員の研修
 - (1) いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた研修
 - (2) いじめの具体的な対応に向けた研修
 - (3) インターネットを通じたいじめに向けた研修
 - (4) 特別支援教育の専門性を向上させる研修

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条1項）なお、いじめの発生場所は学校の内外を問わない。

2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

- ・いじめを未然に防ぐために、学習指導や積極的な生徒指導の充実を図り、児童一人一人の自己有用感を育てる。
- ・いじめは絶対に許さないという教職員の共通理解をもって指導に当たる。
- ・児童のわずかな変化を見逃さず、教職員間での報告・連絡・相談に努める。

(2) 基本姿勢

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ 教員の指導力を向上させ組織的に対応する。
- ④ 児童をいじめから守り、いじめ解決に向けた行動を促す。
- ⑤ 保護者、地域、関係機関と連携して取り組む。

II 学校の取組

1 いじめの対応

(1) いじめ対策委員会の設置

いじめ防止等に関する対応を効果的に行うため、いじめ対策委員会を設置する。組織は、校長が任命し、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、担当、関係職員で構成する。発生事案によってメンバーは変更する。

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となり、以下の役割を担う。

- ア 具体的な年間計画の作成、実行、検証及び、修正を行う。
- イ いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談があった場合には、速やかに組織で臨時会議を開き、いじめであるかどうかの判断をする。
- ウ いじめを認知した場合、いじめに関する指導や支援の体制、対応方法を決定する。
- エ いじめの対応等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかの確認やいじめの対応がうまくいかなかったケースの検証などを行う。
- オ 重大事態が起きたまたは、重大事態の「疑い」がある場合、学校設置者（教育委員会）と連携し、収束に向け速やかに対応する。
- カ 児童及び保護者からのいじめの相談や連絡を受け付ける体制について整備する。
- キ 地域にいじめの目撃情報などの提供を呼びかけ、連絡を受けた場合には速やかに対応する。
- ク 月1回以上全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通理解を行う。
- ケ 毎月実施するいじめチェックリストによる児童の状況把握、職員間の共通理解を行う。

2 いじめの防止等に関する措置

(1) 未然防止

児童の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することから、道徳教育や体験活動等の充実を図るとともに、全ての教育活動を通して社会性を育む。

① 道徳教育の充実

「いじめに向かわない心の教育」を特別の教科である道徳（以下道徳科という）を要として学校の教育活動全体を通じて行い、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育ていじめ防止や安全の確保に資する。

また、各授業において児童が協力して行う活動を計画的に取り入れることによって、いじめの起こりにくい学級の環境をつくりだす。

② 児童会活動、学校行事

いじめに向かわない児童を育成するため、学校行事やその準備等の中で全ての児童が活躍できる場面や役割を設定し、豊かな体験活動をとおして、自己有用感を高める。また、体験活動やボランティア活動等を通じて、自分を律していく力と判断していく力を身に付けることによって、児童の規範意識を高める。

③ 教育相談と個別面談、スクールカウンセラーの活用

日頃から児童と接する機会を多くもち、児童が教職員と相談しやすい関係を構築する。また、定期的に行う個別面談の際にも、いじめの被害を受けていないかどうか等を確認する。

さらに、スクールカウンセラーを活用した授業プログラム・校内研修の実施など、教育相談体制を整える。

④ インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、児童から情報を収集し、その把握に努める。児童がインターネットの適切な利用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

⑤ 縦割り班活動の充実

「わくわくタイム」に本校の特色ある活動である縦割り班活動を設定し、異年齢集団で協力して活動する機会を設ける。

⑥ 定期的なアンケート・個別面談の実施

定期的に全児童を対象にしたアンケートを実施する。また、児童の学習・生活上の悩み等も含めた個別面談を行い、児童理解に役立てる。

⑦ 職員会議等での情報交換

毎月、生徒指導上の情報共有や配慮を要する児童について全職員で情報を交換する。

(2) 早期発見

教職員は、いじめはどの児童にも、どの学校においても起こりうるという共通認識を持ち、全ての教育活動を通じて、児童の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないように努力する。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合は、早い段階から児童へ個別に声かけや相談等のかかわりを持ち、的確に状況の把握をし、いじめ対策委員会に速やかに報告する。

① アンケート

いじめに関するアンケートを定期的に行い、いじめの早期発見に努める。アンケートでは、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめも記入させる。その際、いじめであると特定できなくても、違和感があれば記入するように指導する。

ア 「いじめチェックリスト」

「いじめ」の疑いが認められる場合は、速やかにいじめ対策委員会に報告する。その際、毎月の「いじめチェックリスト」による児童の状況把握を行う。

イ 個別面談の実施

急を要する事例の場合は、関係職員が個別で十分に話を聞く。それ以外の場合は、あまり堅苦しくならないように対話を心がける。

ウ Q-U 調査の活用

Q-U 調査を年 2 回行い、担任が一人一人について分析し、分析結果を全体で共有することで、児童の実態把握に努める。

② 保護者との連携

学校での児童の様子や学校での取組を、随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、児童の異変について、保護者から気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。また、欠席の理由については常に把握し、連絡がない場合は電話連絡で確認する。電話が繋がらない場合については管理職、生徒指導主事または教務主任に報告し、学校長の指導の下、家庭訪問を行い児童の安否確認をする。欠席が 3 日以上続く場合も、管理職、生徒指導主事または教務主任に報告し、学校長の指導の下、家庭訪問を行う。

③ 相談窓口の周知

いじめの相談窓口については、学校の相談体制、電話やメールによる相談窓口など、複数の相談窓口を児童や保護者へ周知する。

(3) 早期解消に向けた取組

いじめの連絡、相談を受けた場合、またはいじめあるはいじめの疑いを発見した場合は、速やかに被害児童の安全を確保するとともに、いじめ対策委員会を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

① 被害児童の保護

いじめの行為を確認した場合には、いじめを受けている児童を守り通すことを第一とする。

② 実態の把握

被害児童、加害児童及び周辺の児童から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケートや個人面談等を実施し、速やかに実態の把握を行う。

学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を学校設置者に報告する。

③ 加害児童への対応

加害児童に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導する一方、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう支援する。

また、加害児童の保護者へも速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害児童やその保護者への対応に関して必要な助言を継続して行う等、家庭と協力して対応していく。

(4) 重大事態の調査と報告〔茨城県教育委員会 いじめの重大事態対応マニュアル（H31.1月）参照〕

いじめ対策委員会は、いじめを背景とした重大事態について、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、詳細かつ速やかに調査する。

その調査結果は、学校→教育委員会→地方公共団体の長に報告する。

（県教育委員会）

〈重大事態とは〉

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合も含む。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」等の「疑い」がある場合。また、被害児童や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。

さらに、再調査を行う必要があると認められた場合は、学校は再調査を行う組織に積極的に資料を提供するとともに、その再調査の結果や助言を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(5) インターネットを通じて行われるいじめの対応

児童生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求める等の措置を速やかに講じる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局の協力を求める。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、継続して被害・加害児童の様子を注視し、以下の2つの要点が満たされている上で、いじめ対策委員会において判断する。

○ いじめに関わる行為が3ヶ月以上止んでいること。

○ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

上記要点が満たされ「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、当該いじめ被害児童および加害児童については、日常的に注意深く観察する。

3 関係機関等との連携

- (1) 保護者
学校は、児童の状況を的確に把握するため、日頃から保護者と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、学校は被害児童と加害児童それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。
- (2) 地域、PTA
学校は、校外における児童の状況を的確に把握するため、日頃からPTA・民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合は、必要に応じて、協力を得ながら対応する。
- (3) 関係機関
学校だけの対応では、指導に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合は、速やかに教育委員会、警察、児童相談所、市教育センター、市子ども支援課、法務局等の関係機関に相談する。なお、いじめられている児童の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には直ちに警察に通報する。
- (4) 学校以外の団体等
塾や社会教育関係団体等、学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合、当該団体の責任者と学校が連携して対応する。
- (5) その他
いじめに関係する児童が複数の学校に及ぶ等

4 教職員の研修

いじめの問題に対する理解を深め、いじめの防止等を図るため、学校内における教職員研修の充実を図る。

- (1) いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた研修
生徒指導主事を中心として、実践的研修を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。
- (2) いじめの具体的な対応に向けた研修
生徒指導主事を中心として、事例研究を通じた、いじめの具体的な対応方法の共通理解を深める。特に、いじめに対しては教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通理解を図る。「疑い」であってもいじめ対策委員会に報告することを周知する。併せて、同様のいじめの再発を防止する。
- (3) インターネットを通じたいじめに向けた研修
インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、情報統計教育主任を中心として、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の徹底した情報モラルへの理解を深める。
- (4) 特別支援教育の専門性を向上させる研修
特別支援教育コーディネーターを中心として、一人一人の特性等に応じた指導内容・方法の理解を深めるための研修を行い、個別に教育的ニーズに応じた指導が行えるようにする。